

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 8年 6月26日

福島県 県中地方振興局 様

提出者



住 所 仙台市青葉区一番町1丁目8-1

氏 名 ピーエス・コンストラクション株式会社 東北支店

支店長 泥谷 良哉

電話番号 022-223-8121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ピーエス・コンストラクション株式会社 東北支店
事業場の所在地	仙台市青葉区一番町1丁目8-1 HF仙台一番町ビル4F
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：D-建設業 中分類：06-総合工事業
②事業の規模	別紙参照
③従業員数	別紙参照
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		別紙参照
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		別紙参照
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		詳細別紙参照
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	2,556 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

② 計画	【目標】		詳細別紙参照
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	1, 278 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1, 278 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

1. 会社概要

- (1) 会社名 ピーエス・コンストラクション株式会社
(2) 資本金 42億1,850万円
(3) 従業員数 1,110人

2. 東北支店において行っている事業の概要

- (1) 従業員数 138人 (2026年4月1日現在)
(2) 完成工事高 16,565,762,489円(2025年度実績)
(3) 工事内容 橋梁工事、建築工事、土木工事 他

3. 計画期間

2026年4月1日～2027年3月31日

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図

統括責任者		東北支店 支店長 泥谷 良哉
廃棄物担当		安全品質環境室長
役割	支店処理 委員会	支店の処理体制の整備・目標の承認・計画の承認・その他必要事項 委員長＝支店長 委員＝関連部署長 事務局＝安全品質環境室担当
	処理統括 責任者	管下の事業場の廃棄物処理・リサイクルの計画作成と実施及び記録を 総括管理する
	安全品質 環境室担当	支店目標・重点実施事項・処理規程等の作成 社員・委託業者の教育 事業場への情報提供・支援 監督諸官庁への報告 その他必要事項
建設副産物処理管理組織		
本社	中央廃棄物処理・リサイクル委員長 (取締役担当役員)	中央廃棄物処理・リサイクル委員会
支店	支店廃棄物処理・リサイクル委員長 (支店長)	支店廃棄物処理・リサイクル委員会
	建設副産物処理総括責任者 (各工事部長及び工場長)	
作業所	建設副産物処理責任者 (作業所長)	
	建設副産物処理担当者 (作業所担当者)	

5. 建設副産物の処理に関する事項

1) 基本方針

『3Rの取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される循環型社会を構築する』の理念に基づき、重点目標を定め積極的取り組み、環境保全に貢献する。

2) 重点目標

- (1) 国連で採択された取り組みである「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットの1つである「廃棄物の発生防止、削除、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅削減すること」に基づき、廃棄物の発生抑制、再資源化、再生利用を徹底する。

具体的には、再資源化率・縮減率について、国交省「建設リサイクル推進計画 2020」建設廃棄物対象項目等を参考に目標値を定め、達成を目指す。

- (2) 環境関連法規制等を遵守し、廃棄物の適正処理を徹底する。

3) 重点実施項目

- (1) 建設廃棄物の発生抑制となる工法等の採用推進、計画の策定と管理の実施

I. 発生抑制による環境負荷低減のため、PC技術を核とする建設廃棄物発生抑制工法等の採用を推進する。

II. 設計・計画の段階で建設廃棄物の発生抑制に有効な工法、材料等の採用を提案する。

- ① RC在来工法等に替えて、PC工法、PC部材の採用を推進する。
- ② 建設廃棄物の発生抑制事例（国土交通省HPほか）からの採用や、廃棄物発生抑制に係る技術提案を行う。
- ③ 顧客の要求事項及び法的要求事項等に基づき、当該工事に適応した施工計画（品質計画書、施工計画書等）を立案し、実施する。
- ④ 定められた検査（受入検査、工程内検査等）を確実に実施し、不具合発生に起因する廃棄物の発生量増加を防止する。
- ⑤ 資材注文時の積算精度を上げることで、余剰となり廃棄する不要材を低減する。

- (2) 分別解体等の徹底及び再資源化率・縮減率の向上と維持

I. 分別解体等の徹底

- ① 処理計画等の策定（産業廃棄物処理計画書、再生資源利用[促進]計画書等、分別解体等の計画等）、分別ヤードの拡充、分かり易い分別品目の表示等の見える化を促進する。
- ② 発生段階から分別を徹底し、建設混合廃棄物の発生量を低減することで、再

資源化・縮減率の向上及び建設混合廃棄物の排出率を低減する。

- ③ 解体工事及び改修工事の開始前(必要に応じて施工中)に既存構築物の付着物などに関する調査を十分に行いその結果を記録に残すと共に、アスベスト(石綿)、水銀使用製品産業廃棄物、P C B等の有害物の分別と、適正処理を徹底する。
- ④ 委託処理に際しては、広域認定制度(石膏ボード等、廃棄物処理法上の処分許可を不要とする特例制度)等の活用をはじめ、リサイクルルート(不要となったものをもう一度資源に戻す仕組み)の確保に留意して実施する(適正処理を優先する)。

II. 目標設定の留意点

- ① アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊

過去5年間国土交通省の目標値を上回る高い再資源化率を達成しているが、今後とも維持するべく、目標値は100%とする。

- ② 建設発生木材

国土交通省の目標値を上回る実績となっているが、引き続き再資源化・縮減率の維持・向上を目指し、目標値は99%以上とする。

- ③ 建設汚泥

年度によって実績数値のばらつきがある。2019年度においては、東北支店における発注物件の特記仕様書にて、建設汚泥について最終処分とする内容があり、発注者に対し当社としては変更依頼を申し出たが、認めては貰えず、最終処分とした事例により、大幅な悪化となった。発注条件等に左右されることがありえるが、本年度も引き続き、国土交通省の目標値を見据えて、再資源化率・縮減率90%以上とする。

- ④ 建設混合廃棄物

分別解体等の徹底における目標数値として、当社実績を踏まえ、全廃棄物発生量に対する建設混合廃棄物の排出率を2.5%以下(重量比)とする。

- ⑤ 建設廃棄物全体

再資源化・縮減率の向上における目標数値として、国土交通省の目標値に合わせて98%以上(重量比)とする。

(3) 関係法令・条例等の遵守徹底による建設廃棄物適正処理の徹底

I. 関係法令・条例の遵守(地域・近隣協定、構内規約等を含む)

- ① 関係法令が改正された場合、その内容を理解・周知し、改正法令施行後は遵守を徹底する。
- ② 着工前に当該地域の条例(地域・近隣協定や構内規約等を含む)を調査、その内容を理解し、遵守する。特に条例は自治体の事情特有の追加要求(上乗せ規制)や適用範囲の拡大(横出し規制)の有無に十分注意する。
- ③ 確実な遵守を目的として、社員および協力会社への教育を実施する。

- ④ 法令遵守の結果は日々のモニタリングと定期的な遵守評価を実施し、記録として残す。

II. 産業廃棄物処理の委託基準遵守による適正処理の徹底

- ① 産業廃棄物処理業許可を有し、委託する内容が業許可の範囲に含まれる者への処理委託
- ② 処理状況の事前確認（現地及び書類）
- ③ 要件を満たした書面による処理委託契約の締結
（収集運搬契約、処理契約それぞれに実施）
- ④ 委託契約書の保存（５年間）及びマニフェスト伝票の保存（５年間）
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の内容に関する文書による通知
- ⑥ 委託する廃棄物処理業者に対して、必要に応じた頻度の追跡調査及び現地確認調査等を実施し、写真を含めて記録に残す（努力義務だが行政処分の処理指針の内容に留意して実施）。
- ⑦ 廃棄物処理・リサイクル業務について、集合教育等を実施し、必要な知識の定着と拡充を図る。
- ⑧ 産業廃棄物と建設発生土は分別を徹底し、それぞれ適正に処理する。
- ⑨ 電子マニフェストは各場所の状況に応じ導入を推進する。
- ⑩ 作業所・事業所は支店への報告はPM産廃システムにより行い、排出量、有価物量、建設発生土量等は適切に入力するとともに実績を確認する。
- ⑪ 本社及び支店は、PM産廃システムのデータ維持管理を適切に行う。
- ⑫ 可能な限り、優良産廃処理業者（環境省HP参照）を採用する。
- ⑬ 必要に応じ、発注者・監督官庁等を交えて打合せを行い、得られた個別の指導等に従い、施工・処理を実施する。

(4) 土壌汚染・水質汚染等の環境汚染対策推進

土壌汚染調査、浄化工事、土壌改良工事等及び、作業所・施工場所周辺の環境汚染について意識をもって十分に把握し、分析・調査・特定・対策を講じた上で、当社の従来業務を促進し、環境保全に貢献する。

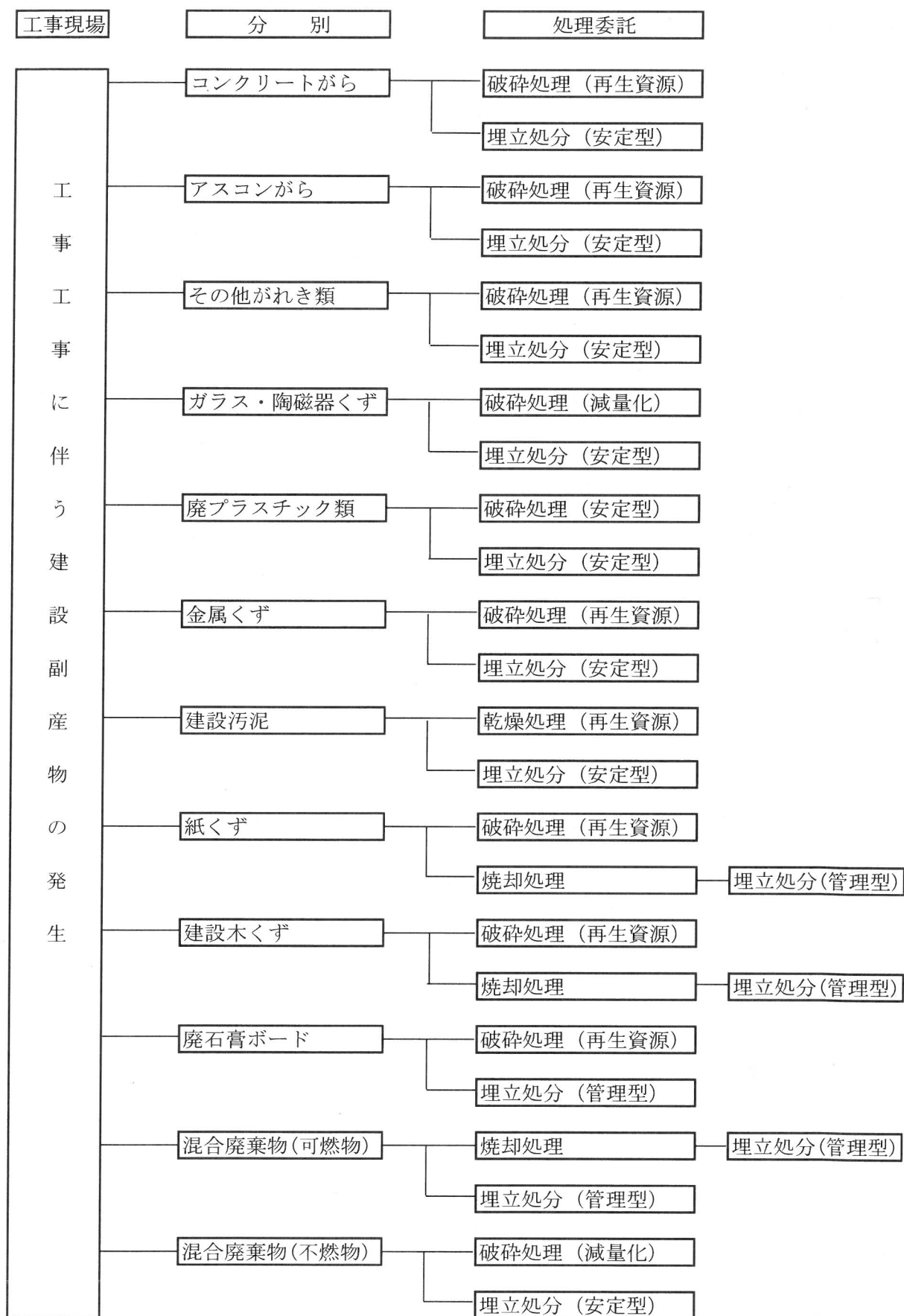
(5) 建設リサイクルスローガン

「地球にやさしいモノづくり 出さない・捨てない・持ち込まない 再生利用で環境保全」

福島県 (県中地方振興局 御中)		前年度の 産業廃棄物 発生量	本年度の目標									
			①産業廃棄物 発生量	②自己直接 再生利用量	③自己直接埋 立処分又は海 洋投入量	④自己中間 処理量	⑤自己中間 処理残さ量	⑥自己中間 処理後再生 利用量	⑦自己中間 処理後直接 埋立処分又 は海洋投入 量	⑧委託処分量		
										再生	中間処理 (再生以外)	最終処分
がれき類	コンクリートがら	1,456	728							728		
	アスコンがら	532	266							266		
	その他がれき類	121	60							60		
ガラス・陶磁器くず	小 計	2,109	1,054	0	0	0	0	0	0	1,054	0	0
	ガラス・陶磁器くず	15	7							7		
	ガラス・陶磁器くず（石綿含有）											
廃プラスチック類	小 計	15	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0
	廃プラスチック類	101	50							50		
ゴムくず	小 計	101	50	0	0	0	0	0	0	50	0	0
	ゴムくず											
金属くず	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金属くず	106	53							53		
汚泥	小 計	106	53	0	0	0	0	0	0	53	0	0
	建設汚泥	0	0							0		
紙くず	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボール	19	9							9		
木くず	小 計	19	9	0	0	0	0	0	0	9	0	0
	建設木くず	125	62							62		
	木くず(伐木除根材等)	18	9							9		
繊維くず	小 計	143	71	0	0	0	0	0	0	71	0	0
	繊維くず											
廃石膏ボード	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃石膏ボード	12	6							6		
その他管理型廃棄物	小 計	12	6	0	0	0	0	0	0	6	0	0
電線くず	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蛍光管	小 計	0										
建設混合廃棄物	安定型	7	3							3		
	管理型	43	21							21		
	小 計	50	24	0	0	0	0	0	0	24	0	0
計		2,555	1,274	0	0	0	0	0	0	1,274	0	0

受注物件不明につき昨年の実績を基に計画として記入

6. 廃棄物処理計画 フローシート



7. 連 絡 先

住 所 仙台市青葉区一番町1丁目8番1号

TEL 022-222-3879

担当者 ピーエス・コンストラクション(株) 東北支店 安全品質環境室長